

質疑のある方は順次発言を願います。

○はたともこ君 民主党のはたともこでございます。

今日は、参考人の先生方、貴重なお話をありがとうございます。

疋田参考人からの現場の生の声、また先輩国會議員でもあられる北橋参考人、まさに重大な脅威にさらされておられる、その危機の迫る当事者の切実な御意見、受け止めさせていただきました。一刻も早くこの法案、成立させていかなければならないと思っているところでございます。

私からは大きく三つ伺いたいと思っております。

現在大きな政策課題となっております生活保護の問題と暴力団との関係でございます。

北橋参考人と疋田参考人に伺います。

暴力団関係者の不正受給の実態はあるのか、また、暴力団等によるいわゆる貧困ビジネスなどについてどのようにお考えになっておられるのか、御所見を伺います。

また、小林参考人におかれましては、憲法二十五条と生活保護の関係について御所見を伺いたいと思います。

次に、二点目でございます。

北橋参考人と疋田参考人に伺います。

私は薬剤師でございまして、違法ドラッグ、また脱法ドラッグの問題がこのところ大きくクローズアップをされてきているところでございます。

大阪の福島区の商店街の車の暴走、テレビの映像が本当に頭に焼き付いておりますけれども、この違法ドラッグ、脱法ハーブの店舗及びインターネット販売等について暴力団の関係者の関与の実態があるのかないのか、またそういったところで実感をお感じのところがあれば御所見を伺いたいと思います。

最後に、三点目といたしまして、小林参考人に伺いたいと思います。

国際組織犯罪防止条約関連で、組織犯罪対策法の共謀罪については私は強く反対をする立場などでございますが、暴力団対策法の今回の特定抗争指定暴力団などはむしろ参加罪を検討すべきではないかと考えておるんでございますが、先生の御所見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○委員長(芝博一君) それでは、まず、幾つかの質問がございましたけれども、一点目からお願いをしたいと思います。北橋参考人。

○参考人(北橋健治君) 生活保護との関係で御質問がございましたが、手元に数字は持っておりますが、この制度が始まって、時折暴力団の関係者が不正受給していたという実態が明るみに出る、あるいはそれを摘発するということはこれまでにも多々ございました。

本市の場合、孤独死ということで全国に数年前報道されたことをきっかけに、改めて丁寧に対応することと、不正受給は絶対に許してはいけないということで鋭意取り組んでおりまして、目を光らし、貴重な税金を使うことですから、やっておりますけれども、市民の中には、そういう関係者がいるんではないかといううわさは時折聞きますし、そして、もしもそういう実態があれば調べて排除するということは不退転の決意で続けております。それは、福岡県下どこも同じだと思っております。

貧困ビジネスとのかかわりにつきましては、捜査当局がその辺の情報は詳しくお持ちだと思いますが、いろんなところで活動をしているやに報告を聞いております。そういう意味では、私ども行政としてできることは、事務事業、公共事業以外にもいろんな事務事業がございますが、その全ての分野を見直しをして、そこから暴力団を排除するという規定、規則を一項目ずつ全部立てて、本市の場合も実行いたしております。

したがいまして、市の事務事業からそういうようなことがない、絶対に介入されないように、それは福岡県、それぞれの自治体、懸命に頑張っているところです。

詳しい実態は、よろしければ当局の方に聞いていただければと思います。

○委員長(芝博一君) それじゃ、引き続きまして、疋田参考人に生活保護と貧困ビジネスについてお願ひいたします。

○参考人(疋田淳君) 私、先ほども言いましたが、大阪から参っておりまして、御存じのとおり、大阪は大変な生活保護受給率、西成区においては四人に一人というような、ちょっと考えられないような数字の、非常に深刻な状況になっておりますが、御存じのとおり、生活保護領域から暴力団関係者を排除するというのは既に厚労省通達で発出されております。そして、各自治体において、窓口業務を通じて警察への照会を行うことによって未然に防ごうとはしております。しかしながら、なかなかやはり保護の申請数が多いことから、これを適正に排除するというところまでには至っておりません。実際にも、詐欺で刑事立件されたものが多々実際問題としてございます。

また、昨年、宮崎市におきましては、暴力団員であるという照会を受けてこれを排除したところ、裁判を起こされました。一審では暴力団員性が認められませんでしたけれども、実はその者が携帯電話を五台持っていたりですとか、人にお金を貸していたりとか、高額のマンションに住んでいたりとか、そういう金貸しまでやっていたと、そういう実態が警察当局の捜査によって判明して、本年三月に福岡高裁宮崎支部で、宮崎市の主張、つまりその者が暴力団と関係あるということで生活保護を打ち切るという判断が示されております。

非常に難しい問題ではございますけれども、今後とも、これは各自治体そして各警察において取り組んでいかなければいけないものだと思います。

また、貧困ビジネスに関しては、これは囲い込みという言葉がありますように、実態としてございます。これがいわゆる暴力団の資金源になっているかどうかというのは、なかなか立件事案が少のうございますのでその実態は分かりませんけれども、しかし、全く暴力団と関係のない一般の方がこのような囲い込みビジネスというものを果たして行うであろうかということを考えると、やはり暴力団の関与が強く疑われるの事実だと考えております。

違法ドラッグ・ハーブですけれども、非常に社会的な問題となっておりますけれども、やはり覚醒剤を始めとして違法薬物を暴力団がシノギにするというのはもう昔から行つておるところでございますので、昨今問題となっておりますこの違法ドラッグ・ハーブにつきましても暴力団の関与が強く疑われるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長(芝博一君) ありがとうございました。

それじゃ、小林参考人、お願ひいたします。

○参考人(小林節君) 生活保護費の法的性質の話なんですけれども、ちょっと周りの話になって恐縮ですが、日本国憲法では国民を主権者と決めている、國のあるじ。そして、二十七条で勤労の義務を課して、自分で働いて自分で稼いで納税して、納税の義務、国と家族を支えなさいと書いてある。そして、憲法二十九条で、資本主義国家である、つまり財産権の自由を保障している。二十二条で職業選択、営業の自由を保障している。こういう前提である以上、やはり自分の生活は第一次的には自分で賄う。

ところが、世の中には運、不運もありますから、何か戦いに負ってしまった場合、これは自由の結果で、じゃ、飢えて死になさいというのは余りにも切ないので、人間である以上、敗者復活する努力の過程、国が面倒見てあげよう。つまり、生存権というのは二次的権利であるというのが標準的見解であると思うんですね。

幾つか自分の選択肢の中に、あっ、これもある、福祉事務所に行けば金くれるんだって、俺困っているから、そういう乗りで持ち込んでいいものではないということを申し上げておきます。

それから、共謀罪につきましては、あれはもうふざけた話で、法学的には、何か酒場のカウンターであいつ気に入らないのでやっちまおうかと言つただけで捕まっちゃうわ

けでありまして、いや、本当に、冗談みたいな話だけど、本当そういうわけで、やっぱり法學的には共謀罪などというのはあり得ない話で、実際に人間の行動に出たときに打つという意味では、参加罪というお考えは誠にもっともだと思います。

以上です。

○はたともこ君 もしよろしければ、北橋参考人にも違法ドラッグ、脱法ハーブについて御意見があれば伺いたいと思いますが。

○参考人(北橋健治君) よく覚醒剤でありますとかあるいはシンナーということで暴力団が活動資金にしているということは、これまでも摘発され、我々も当局と一緒にになって対応しているわけですけれども、最近の新しいタイプにつきましても情報としては耳にいたしますけれども、基本的には県警察と自治体が緊密に連携を取り合って対処していくことの中での情報しか持ち合わせておりません。

○はたともこ君 終わります。ありがとうございました。

○委員長(芝博一君) 以上、はたともこ君の質疑を終了いたします。